

令和7年12月17日(水)

関係者各位

さくら観光バス株式会社  
代表取締役 天野 正幸

## 関東運輸局による行政処分について

平素よりさくら観光バス株式会社並びに高速バスミルキーウェイエクスプレスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、令和7年12月16日(火)付で、弊社が運行した高速乗合バスにおける事案について、道路運送法第13条の規定に違反する行為があったとして、関東運輸局埼玉運輸支局より行政処分を受けました事をご報告させて頂きます。

お客様をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は、法令遵守を徹底するとともに、同じような事案が発生しないよう乗車確認手順を見直し再発防止に尽力してまいります。

### 1. 処分の概要

運送引受義務違反（道路運送法第13条）

### 2. 当該事案の内容

令和7年6月12日(木)、弊社が運行した高速乗合バスにおいて、大宮西口バス停での乗車確認が不十分であった事から、ご乗車予定のお客様が乗車できない事案が発生しました。

### 3. 再発防止策

- ・全従業員へ周知共有
- ・各バス停において受付終了後、再度人数確認を徹底する(2名の場合は2名とも)
- ・受付人数と乗車人数が合わない時は、出発する事なくその原因を究明する
- ・出発時刻前にバスへ近づいてくる人がいる場合は丁寧に対応し自社のお客様か確認する

以上